

パンデミック下における遺体の取り扱い

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について

京都大学文学部 坂本郁人

はじめに

虎列刺病者ノ死屍ハ十分消毒法ヲ行ヒ可成速ニ一定ノ場所ニ於テ火葬或ハ埋葬スヘシ
但火葬シタル遺骨ハ改葬スルモ妨ケナシト雖モ埋葬ハ深ク之ヲ埋メ決シテ改葬スルヲ許サス¹

これは明治12年に公布された「虎列刺予防仮規則」の第17条に記された文言である。これを現代的なことばに直すと、コレラによる死者の遺体は十分な消毒を行い、定められた場所となるべく速やかに火葬か埋葬をする。火葬後の遺骨は改葬してもよいが、埋葬の場合はけっして改葬していない、ということになる。

明治12年は日本で最大規模のコレラ流行が起こった年だった。コレラはコレラ菌によって引き起こされて発熱や嘔吐や下痢といった症状を呈する病気であり、当時は感染者16万人に対して死者10万人という惨状をもたらし、コレラについての対策のために「虎列刺予防仮規則」の公布を促した。ここで、上記の条項ではコレラ患者の遺体が感染源のひとつとみなされていることがわかる。同規則の別の条項ではコレラ患者の遺体の運搬について、黄色い小旗に「コレラ」と黒い文字で書いて人通りの少ない道を通って運ぶ必要があるとされていた。また、コレラ患者やその死者を運んだ運搬機は流行の終息後焼却するようにとされた。

感染症の流行時にその遺体が感染源のたぐいになるとみなされるのは、それから百年以上が経った現在でもおなじことだった。Covid-19パンデミック下では遺体からの感染が注意され、納体袋の使用や火葬時間の区分などが行われた。通常と異なる遺体の扱いのために、葬儀の実施や遺体との対面など、故人との別れにまつわる問題が多く報道された。遺体の扱いというのはパンデミックについて考察する際の重要な論点のひとつとなるだろう。

そこで本記事ではCovid-19パンデミック下において日本の厚生労働省および経済産業省によって作成された「**新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン**」（以下、たんに「ガイドライン」とある場合はこれを指す）の紹介を行うことで、この論点について検討する素材を提示したいとおもう。第1章では「ガイドライン」の内容と第1版から第4版までの改正内容について紹介する。そして第2章では「ガイドライン」の実際の運用について、厚生労働省が各自治体に宛てた事務連絡や火葬場についての調査を紹介する。

1章:「ガイドライン」の内容について

第1章では「**新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン**」の具体的な内容について紹介する。この「ガイドライン」は令和2(2020)年に厚生労働省および経済産業省が作成した。令和5(2023)年5月までに3回の改正が行われて現在にいたる。本章では「ガイドライン」の概要を確認したのちに、3回の改正での主な変更点を見ていきたい。なお「ガイドライン」の詳細な内容については下記のリンクから実際に公表されたものが参照できる²。

¹内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕 衛生門〔第2〕 疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』（内閣記録局、1891）、25ページ

² なお「ガイドライン」全文について、厚生労働省のHPでは第1版、第3版のファイルが見つけれなかったので滋賀県のHPが公開しているものをあげた。

【「ガイドライン」の閲覧】

令和2年7月29日：「ガイドライン」第1版

[:https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5192415.pdf](https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5192415.pdf)

(滋賀県HPより。2023年9月15日閲覧)

令和5年1月6日：「ガイドライン」第2版

[:https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5372331.pdf](https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5372331.pdf)

(滋賀県HPより。2023年9月15日閲覧)

令和5年3月13日：「ガイドライン」第3版

[:https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5383657.pdf](https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5383657.pdf)

(滋賀県HPより。2023年9月15日閲覧)

令和5年5月8日：「ガイドライン」第4版

[:https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5397187.pdf](https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5397187.pdf)

(滋賀県HPより。2023年9月15日閲覧)

【「ガイドライン」の概要】

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」は厚生労働省および経済産業省によって作成されて、令和2(2020)年7月29日に第1版が出された。初めての改正はそれからおよそ2年半後の令和5(2023)年1月6日のことであり、その後第3版が同年3月13日、第4版が同年5月8日に適用された。

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症によって通常の間で最期を迎えられない状況において、「人間の最期の場面に尊厳を以て携わりながら、関係者の方の安全・安心に最大限に配慮し、これらの両立を図ること」³を課題として、遺族の意志の尊重と感染症対策の実施のために作成した、とされる。「ガイドライン」はふたつの章によって構成されている。第1章は「**遺体の感染性に関する基本的な考え方**」と題されており、遺体からの感染リスク、遺体の取り扱い方の概要が示されている。そして第2章は「**個別の場面ごとの感染管理上の留意点**」として、臨終時か拾骨までの具体的な手順や注意点が示されている。なお、第1版には第3章「**例外的な取扱い**」という章があり、後述する納体袋の例外的な扱い方が示されている。

【「ガイドライン」の基本的な内容】

・遺体について

「ガイドライン」は第1版と第2版以降でその内容が大きく変化する。しかし遺体からの感染リスクについての基本的な考え方は同じである。「ガイドライン」第1章では「**遺体からの感染リスクについて**」と題した節で、**新型コロナウイルス感染症は一般に飛沫感染、接触感染、エアロゾル感染⁴によって感染する**としたうえで、**遺体からは接触感染や体液の漏出に伴う感染に注意する必要がある**としている。このため遺体の扱いについては、**いかに接触感染を防ぐか、体液の漏出を防ぐか**といったことに着目して対応方法が示されている。

・参列者等について

「ガイドライン」では遺体の取り扱いの他に、**葬儀や火葬の際の対人感染についても示されている**。この点についても各版によって内容は異なるが、適用当時の基本的な感染対策の考えに従った記述がなされている。

【「ガイドライン」各版の特徴：第1版】

〔第1版：概要〕

³ 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」第1版、4ページ「はじめに」より

⁴ エアロゾル感染については第2版以降のみに記載がある。

第1版は厚生労働省および経済産業省の作成で令和2(2020)年7月29日に出された。これは令和5(2023)年1月6日までの約2年半にわたって適用されてきたものであり、Covid-19パンデミック下において最も長く参照されることが求められてきた版であるといつてよい(2023年9月現在)。

〔第1版:納体袋〕

第1版の最大の特徴は遺体からの感染リスクを避けるために、**新型コロナウイルス感染症による遺体を非透過性の納体袋に収容することを推奨している点**である。納体袋について第1版では以下のように述べている。⁵

遺体が非透過性納体袋に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、遺体からの感染リスクは極めて低くなります。遺体を収容・密閉したら、非透過性納体袋の外側を消毒します。この消毒は、遺体を収容する際に、非透過性納体袋の外側に付着することが予想される体液等に対して行うものです。

第1版では死後速やかに遺体を納体袋に収容することや、収容後は開封しないことを推奨している。そのため第1版では**遺族の心情への配慮と遺体識別の観点から、納体袋は少なくとも顔が見えるようなもの**にすることを推奨している。また、そうした袋が入手しにくい場合について、ビニール袋を併用して顔が見えるようにする工夫なども示されている。

〔第1版:参列〕

第1版では通夜や葬儀について、**社会情勢を鑑みて実行したいが可能かどうかを検討すること、亡くなった方の顔を見られる機会を可能であれば設定すること**を検討すること、**火葬において拾骨の場を可能であれば設定するように検討すること**を推奨していた。

第1版では**遺族等が濃厚接触者である場合**について、**葬儀や火葬への参加を控え、オンラインなどの手段を活用した参加を推奨**していた。それでも参加する場合は手指衛生の徹底やマスクの着用、換気等の対策の徹底を求めている。

〔第1版:動線分離〕

第1版では感染防止の観点として、**新型コロナウイルス感染症による遺体とそうでない遺体の葬儀・火葬がおなじ会場を使用する際に、両者の会葬者の動線を分けることや、時間が重ならないように**することを推奨していた。

【「ガイドライン」各版の特徴:第2版】

〔第2版:概要〕

第2版は第1版の作成から2年半ほどが経った令和5(2023)年1月6日に適用された。「令和5年1月改正にあたって」の項目では、新型コロナウイルス感染症対策本部による「社会経済的活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取組みこと」という方針や、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけの検討がなされている現状に鑑みて本ガイドラインを改正したとされている。

〔第2版:遺体の処置〕

第2版での最大の改正点は、第1版で推奨されていたような**納体袋の使用がなくなった**という点である。第2版では以下のように記されている。⁶

遺体に適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。

また、**感染予防策を実施する期間を満了したのちに亡くなった遺体については通常の遺体と同様に扱**

⁵ 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」第1版、5ページ「納体袋について」より

⁶ 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」第2版、6ページ「納体袋について」より。強調部は筆者の手による。

うことができるという記述が追加された。これは新型コロナウイルス感染症を発症してから10日間が経過した後は感染者からの感染がほとんど起こらないという知見からのものである。

〔第2版：参列〕

第2版における葬儀・火葬・拾骨について、第1版と比較したものは以下のとおりになる⁷。

	第1版	第2版
通夜・葬儀	今後の社会状況の変化や遺族等の方の意向を踏まえ、執り行うことが可能かどうか検討してください。（第1版17ページ）	遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。（第2版16ページ）
火葬	濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください。（第1版18ページ）	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。（第2版18ページ）
拾骨	濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで拾骨できる場を、可能であれば設定できるように検討してください。（第1版20ページ）	新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、拾骨を執り行うようお願いします。（第2版20ページ）

なお、濃厚接触者の参列などについては、症状がある場合についての参加の遠慮やオンラインの活用、症状がない場合でも基本的な感染症対策を行うといった方針に大きな変更はなかった。

〔第2版：動線分離〕

第2版では第1版にあったような葬儀会場や火葬場における、新型コロナウイルス感染症によって亡くなった方とそうでない方の動線を分けたり、時間が重ならないようにしたりするといった対策は削除された。

【「ガイドライン」各版の特徴：第3版】

〔第3版：概要〕

「ガイドライン」第3版は第2版の約2ヶ月後の令和5(2023)年3月13日に適用された。これは同年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定によってマスク着用の方針が変更されたことをうけてのものだった。この版ではマスク着用が個人の判断にゆだねることを基本とすることや、重症化リスクの高い者が感染症流行時に混雑した場所等に行く際にマスク利用が効果的であると周知していくこと、事業者が感染対策のために利用者や従業員にマスク着用を求めることは許容されるといった方針を反映して、特にマスク使用についての記述を変更した。

【「ガイドライン」各版の特徴：第4版】

〔第4版：概要〕

⁷「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置・搬送・葬儀・火葬等に関するガイドライン」第1版、第2版より作成。強調部は筆者の手によるものである。

「ガイドライン」第4版は第3版の約2ヶ月後の令和5(2023)年5月8日に適用された。これは同日に感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたためである。新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については個人や事業者の判断にゆだねられることが基本とされることや、保健所が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者を特定することはなくなり、外出自粛を求められることがなくなったことになった。一方で遺体からの接触感染等については依然として注意する必要があるとして、遺体に適切な処置を講ずることを継続する一方で、基本的な感染対策については個人や事業者の判断にゆだねることを基本として、この版が適用された。

〔第4版:遺体の処置〕

「ガイドライン」第4版においては遺体の処置は第2、3版同様であり、遺体の清拭、肛門等への詰め物や紙おむつの使用などによる体液漏出予防が求められている。

〔第4版:参列〕

「ガイドライン」第4版においては新型コロナウイルス感染症の5類移行にともなって、濃厚接触者の参列等に関する記述が削除された。

2章:「ガイドライン」の運用について

第1章では厚生労働省および経済産業省作成の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の具体的内容を追ってきた。では実際の現場においてこの「ガイドライン」はどれだけ参照され、実行されてきたのだろうか。本章ではこの視点に立って、第一に厚労省が各自治体の衛生主管部に宛てた事務連絡の内容や、火葬場の状況についての調査を紹介する。

1:「ガイドライン」運用の実際について:事務連絡

令和2(2020)年7月29日に「ガイドライン」第1版が出されてから、何度か厚生労働省より各都道府県・市町村・特別区の衛生主管に「ガイドライン」運用についての事務連絡が出されている。厚生労働省HPから確認できるのは以下の三つである。

1. 令和3(2021)年6月14日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課および厚生労働省健康局結核感染症課より事務連絡:「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000793328.pdf> (厚生労働省HP 2023/9/15閲覧)
2. 令和4(2022)年6月30日厚生労働省健康局結核感染症課および医薬・生活衛生局生活衛生課より事務連絡:「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000959238.pdf> (厚生労働省HP 2023/9/15閲覧)
3. 令和4(2022)年8月23日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より事務連絡:「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取り扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000979562.pdf> (厚生労働省HP 2023/9/15閲覧)

〔事務連絡の内容〕

【1.「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」】

- ・新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬について、火葬場で遺族が遺体に立ち会えずに見送りをできなかった事例や遺骨の拾骨ができなかったという事例の報道が見受けられる。

- ・「ガイドライン」を踏まえた遺体の取り扱いをすれば十分に感染のコントロールができる。また、火葬後の遺骨から感染することはなく、火葬場従事者は通常通り拾骨に関する業務を行える事を「ガイドライン」で示している。

- ・葬儀等においては一般的な感染対策をしたうえで遺族の気持ちに最大限寄り添った対応が求められているので、管内の火葬場における状況を確認し、関係機関に対して周知をしてほしい。

【2. 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について(周知依頼)】

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなった方について、遺体が透明でない納体袋に収容されている事例があり、遺族が遺体の顔を見ることができないままに火葬される可能性がある。

- ・遺族への配慮や遺体識別の観点から「ガイドライン」(第1版)に記された「少なくとも顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨」することについて関係機関に一層の周知をしてほしい。

- ・葬儀等においては一般的な感染対策を行ったうえで遺族の心情に最大限寄り添った対応が求められることから、いまいちど[1. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて]を確認したうえで管内の火葬場の状況を確認してほしい。

【3. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取り扱いについて】

- ・一部自治体において火葬場に逼迫が生じており、新型コロナウイルス感染症によって亡くなった方の遺体の火葬に、通常よりも長期にわたる待機が発生している事例が報道されている。

- ・「ガイドライン」では遺体を納体袋に適切に収容されていれば感染リスクは低くなり、特別の対処は必要なくなるので、新型コロナウイルス感染症によって亡くなった方の火葬時間とそれ以外の方の火葬時間を分ける必要があるとはされていない。

- ・上記の旨の周知をしてほしい。

〔まとめ:事務連絡の内容〕

これまで見てきた三つの事務連絡からは、現場では火葬で遺族が遺体に立ち会えなかったこと、遺骨の拾骨ができなかったこと、納体袋で顔が見えないようになっていたこと、火葬時間を分けていることから火葬まで長期の待機が必要となったことなどが問題とされており、「ガイドライン」の適切な運用が呼び掛けられている。

〔補足:事務連絡の内容に関連する「ガイドライン」の記載〕

これらの事務連絡が出されたり調査がなされたりしたのはすべて「ガイドライン」について第1版が適用されている期間のことだった。第1版での(1)火葬時の遺体への立ち合い、(2)拾骨の実施、(3)納体袋の使用、(4)火葬におけるほかの会葬者との兼ね合い、についての記載を改めて見てみると以下のようであった。

(1):火葬時の遺体への立ち合い

濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接

触しないで亡くなられた方のお顔を見る場を、可能であれば設定できるように検討してください。⁸

(2): 拾骨の実施

濃厚接触者でない遺族等の方・火葬従事者等と濃厚接触者、そして濃厚接触者同士が可能な限り接触しないで拾骨できる場を、可能であれば設定できるように検討してください。⁹

(3): 納体袋の使用

また、遺族等の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨します。¹⁰

(4): 火葬における他の会葬者との兼ね合い

感染拡大防止の観点から、火葬場等を使用している他の会葬者と動線が重ならないようにする工夫が推奨されます。¹¹

2: 「ガイドライン」運用の実際について: 火葬場の調査

厚生労働省HPには令和4年の9月20日から10月10日にかけて全国の1277施設の火葬場の状況についての調査が掲載されている。ここから、火葬場において新型コロナウイルス感染症による死亡者の遺体がどのように扱われていたのかについて、先述の事務連絡よりも数量的なことがわかる。

「新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬の状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001033429.pdf>

(厚生労働省HPより 2023/9/19閲覧)

[内容]

「新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬の状況」

令和4年9月20日から同10月10日の間に実施したものである。全国に1400施設程度ある火葬場のうち、1277件からの回答を得ている。

・新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬待機日数

7月から8月のピーク時には「待機なし」が893件、「1～3日」が139件、「4～7日」が45件、「8～14日」が10件となっている(無回答186件)。9月から10月の調査時には「待機なし」が991件、「1～3日」が94件、「4～7日」が10件、「8～14日」が0件になっている(無回答178件)。

・新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬時間帯(いわゆるコロナ枠)の撤廃状況

令和4年9月～10月時点でコロナ枠を設けない/撤廃を予定している火葬場は全体の半数となった。なお、当初からコロナ枠を設けていなかった火葬場は全体の2%だった。

・新型コロナウイルス感染症による死亡者の遺族等の火葬場への入場、拾骨の状況

火葬場全体では二割弱の火葬場が遺族等の火葬場への入場、拾骨を認めていなかった。

おわりに

⁸ 「ガイドライン」第1版18ページ

⁹ 「ガイドライン」第1版20ページ

¹⁰ 「ガイドライン」第1版5ページ

¹¹ 「ガイドライン」第1版19ページ

本記事ではパンデミック下での遺体の扱いという視点から厚生労働省・経済産業省作成の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の紹介を行ってきた。第1章では「ガイドライン」の具体的な内容と改正を紹介し、第2章では「ガイドライン」の運用について考察の素材となる資料を提示した。

「ガイドライン」は三回の改定が行われたがもっとも長く使用されたのは第1版であり、そこでは納体袋の使用に象徴されるように、Covid-19で亡くなった方の葬送は感染対策の観点から通常と異なる形で執り行われることとされた。ここで「ガイドライン」では遺族等の心情に寄り添った方針を示していたものの、第2章でみてきたように、それが適切に運用されていない状況もあったようである。しかし葬送の実際の現場についてより詳しく知るためには、他の資料、たとえば新聞やニュースといったものも活用して現場の声をみることも必要になって来るだろう。このようなことを今後の課題として、この記事の結びとしたい。